



# 山形県公報

平成31年3月31日(日)

号 外 (6)

## 目 次

### 規 則

○山形県県税規則等の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1

## 規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第24号

#### 山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第20項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条 山形県県税規則の一部を次のように改正する。

附則中第9項を削り、第10項を第9項とし、附則第11項中「租税特別措置法」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、附則第14項中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項中「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第16項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

(山形県県税規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県県税規則の一部を改正する規則(平成27年7月県規則第50号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

平成31年3月31日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年3月31日発行 発行人 山形県